

第14節 カラオケ用 I Cメモリーカード

専らマイク一体型カラオケに用いられ、音声と共に歌詞がディスプレイに表示される I Cメモリーカード（以下本節において「カラオケ用 I Cメモリーカード」という。）に著作物を利用する場合（第15節又は第16節が適用される場合を除く。）のカラオケ用 I Cメモリーカード1枚あたり5分未満の著作物1曲の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 市販用のカラオケ用 I Cメモリーカード

(1) 定価の明示のあるもの

カラオケ用 I Cメモリーカードに著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき当該カラオケ用 I Cメモリーカードの定価（消費税を含まないもの）の6%をそのカラオケ用 I Cメモリーカードに含まれている著作物数で除して得た額又は11円のいずれか多い額とする。

(2) 定価の明示のないもの

カラオケ用 I Cメモリーカードに著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき11円とする。

2 その他のカラオケ用 I Cメモリーカード

1による場合のほか、カラオケ用 I Cメモリーカードに著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき600円をカラオケ用 I Cメモリーカードの複製枚数で除して得た額又は11円のいずれか多い額とする。

(カラオケ用 I Cメモリーカードの備考)

- ① 5分以上の著作物については、5分までを超えるごとに1曲として著作物数を計算する。
- ② カラオケ用 I Cメモリーカードの利用のうち、著作物の利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。